

情報・システム研究機構 職員のみなさまへ

本機構では、「競争的資金等の適正な管理のための基本方針」に基づき、不正防止計画を定めています。毎年、この不正防止計画が実行されているかについて、内部監査で監査をしています。

本不正防止計画の内容は、以下のとおり区分されています：

- ・意識の向上
- ・ルールと実態の乖離の防止
- ・確実な決裁と責任の明確化
- ・適正な出張業務の実施
- ・適正な謝金・賃金・給与の支出
- ・取引の適切なチェック
- ・研究計画に沿った予算執行
- ・確実な納品・検収の実施
- ・内部統制の強化
- ・モニタリング
- ・相談・通報窓口の活用

本不正防止計画には、これらに対する
「不正発生要因の内容」と
「対応する不正防止計画」
が示されています。詳細は、

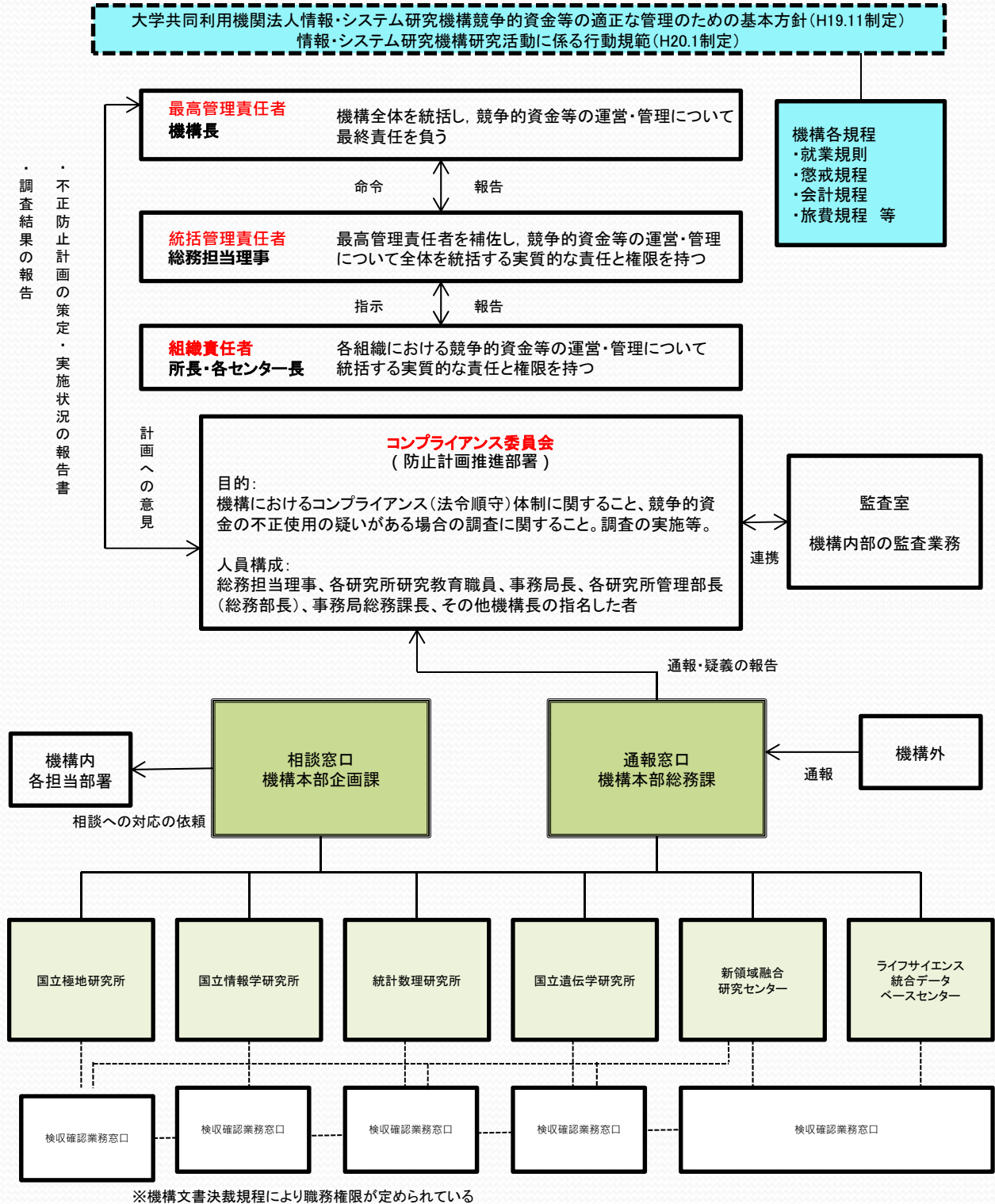
<http://www.rois.ac.jp/pdf/6-14.pdf>

をご覧ください、不正防止計画に沿った研究活動を行うようお願いいたします。

本機構では、その他、公的研究費の適切な使用、また研究活動上の不正行為防止等への取り組みなど、研究機関としてさまざまな観点からの体制整備への取り組みを行っています。

研究費に関するルールなどの相談窓口は、各研究所の
研究費担当係にご相談いただくほか、機構本部企画課
(kenkyo@rois.ac.jp)でも受け付けています。

本機構における公的研究費の管理・監査の体制は主に以下のようになっています。



この体制に関する権限と責任に関しては、「情報・システム研究機構競争的資金等の適正な管理のための基本方針」にその概略が記されています。

<http://www.rois.ac.jp/pdf/6-13.pdf>

なお、責任体制・手続きについては、機構の各規則に記されています。

<http://www.rois.ac.jp/open/index.html>

研究費使用は、上記の各種ルールに基づいて行ってください。

特に

- ・検収業務については、全ての研究用物品において発注した当事者以外の検収を実施する
- ・適正な出張業務の実施のため、事前に出張手続きを行い、出張後の報告や精算を速やかに行う
- ・適正な謝金・賃金・給与の支出のため、事前に事務へ連絡し、確実に業務完了確認等を行う

以上3点について徹底してください。

そして…

機構職員として、研究・事務にあたっては、責任のある行動をする必要があります。

「情報・システム研究機構研究活動に係る行動規範」

http://www.rois.ac.jp/open/pdf01/kodo_kihan.pdf

また、公正な科学研究を遂行するために、「情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する基本方針」及び「情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程」を定めています。

基本方針：<http://www.rois.ac.jp/pdf/6-11.pdf>

規程：<http://www.rois.ac.jp/pdf/6-12.pdf>